

表 経済加速パッケージ(PAE)施策と目的・実施事項

テーマ	施策	目的・実施事項
成長促進のための財政インセンティブ	1 付加価値税(VAT)率を17%から16%に引き下げる	税率を段階的に軽減し、経済を活性化するとともに家計の購買力を向上させる。
	2 農業生産および電化推進のための資機材輸入時付加価値税の免除	農業生産にかかるコストを低減し、農業セクターの競争力を向上させる。農村部における再生可能エネルギー事業への投資を促す。
	3 農業・養殖・都市交通分野での、法人所得税(IRPC)率を32%から10%に引き下げる	農業分野の競争力を向上させるため、国内農業企業にサービスを提供する外国企業の売上に対して課される源泉徴収税を20%から10%に引き下げ、農業プロジェクトのための外部融資の利子に対する源泉徴収税20%を撤廃する。
	4 主要分野への新規投資に対する税制優遇措置の確立(3年間の時限施策)	農業、農産物加工、製造業、観光業または都市交通セクターの、生産能力または事業規模を拡大するための民間事業を対象とする。施設や設備への投資について、少なくとも20人の雇用を創出することを条件に、払込資本の償却(減価償却)を税法で定められた期間の半分に短縮する。
	5 資本の引き上げ手続きの簡素化	資本の流れを円滑にし、外国からの投資を呼び込み、資本の本国送還にかかる費用を削減することを目的とし、国内企業による国産品の増産・多様化の取り組みを補完する。
	6 天然資源輸出事業への監督強化	輸出時の数量、内容、価格管理を改善し、輸出の過少申告を減らすことにより、輸出時の課税を効果的にすることを目的とする。この施策は、財務リスクの軽減と輸入禁制品対策において、それぞれのプロセスの独立した管理と監督を導入し、より活発で効果的な行動をとることになります。
	7 住宅の普及と国内建材産業の活性化	モザンビーク住宅振興基金の事業を、市民や民間投資家に向けた土地のインフラ整備と、建設資材の現地生産への投資促進に重点を置くように改革する。
	8 天然資源からの税収の10%を採掘が行われる州の開発に割り当てる	地域経済開発を促進するため、割り当てられた財源はインフラまたは経済開発に活用される。
	9 融資保証基金の創設	中小企業の資金調達のハードルを下げ、成長を促進するため、総額2億5,000万ドルをカバーする融資保証基金を設立する。これにより、国内銀行から、農業、漁業、農産物加工・販売、観光、住宅分野で活動する零細・中小企業に対し、より低金利で投資能力を強化するための資金を提供することができるようになる。
	10 輸入燃料に国産バイオ燃料を混合する義務化の導入	雇用を創出し、農業生産のバリューチェーンへの民間投資を促進するため、液体燃料の輸入業者と販売業者に対し、モザンビークで生産されたバイオ燃料を混合する義務を導入し、輸入の一部内製化、雇用促進、環境への影響の軽減を図る。
成長促進のための諸手続きの脱官僚化・簡易化	11 国内空港・物流回廊の競争力強化	主要な国境通過時の手続きを簡素化する。主要港における貨物積み替え作業の効率化を図るとともに、主要空港・港湾・物流回廊で適用される関税も見直す。
	12 国が大量に購入する商品の現地生産の活性化	公共入札の評価において、モザンビーク国内生産品に対する評価を相対的に高くする。契約期間の延長を可能とするなど、公共調達に関する規則を改革し、現地生産と工業化を促進する。
	13 観光客やビジネスマンの流入を促進するため、入国査証制度全般を見直す	モザンビークへの移民リスクが低い国の国民には、ビザ免除を導入する。また、モザンビークに投資する外国人に、より長い期間の投資ビザを発行し、短期滞在用ビザは従来の観光ビザとビジネスビザを統合する。ビザの取得を容易にするため、ビザ免除対象外の国の国民を対象に電子ビザを導入する。
	14 外国からの投資を呼び込むための、労働法および投資法の見直し	労働法と投資法および関連する細則を見直す。これは、外国からの投資、安定した質の高い雇用の創出、技術移転、モザンビーク人労働者の能力開発により恩恵をもたらすものにするを目的としている。不況の発生により大規模な失業が発生する場合に備え、企業が非自発的な人員削減を行う際に機能する保険基金を設立する。
	15 国、企業、国民間での行政プロセスの簡素化	書類の公証認証を改革し、簡易なものに関しては警察署にて無料での公証認証を実施する制度を導入するほか、煩雑なものに関しては弁護士が認証可能となるようにする。いくつかの産業分野ではライセンス取得を撤廃し、会社登記・税務登録完了後、直ちに事業を開始できるようにする。
	16 司法行政システムの一部改革	訴訟法を見直し、ITを活用した手続きの近代化と簡素化、人材育成の強化・充実を実施し、法的ビジネス環境を改善する。
経済成長のための行政機構の効率性と機能性の向上	17 社会保障・年金基金の監督強化	社会保険庁(INSS)を含むすべての公的年金機関を、保険監督庁の監督下に統合する。
	18 行政構造の簡素化	重複する行政機関の統合、公共サービスのデジタルプラットフォームへの移行と統合、各サービス同士の相互運用性の向上により、市民へのサービスの効率化を図る
	19 モザンビーク・ソブリン・ウェルス・ファンド(SWF)の創設と運用開始	ソブリン・ウェルス・ファンド(SWF)は、天然ガスをはじめとする地下資源から得られた歳入を、適切かつ透明性を保った形で利用し、外部要因から国内経済を保護するとともに、社会経済開発の促進に貢献するものとなる。加えて、国の事業部門のパフォーマンスを向上させるとともに、非戦略的企業の民営化を推進する。
	20 国の内部監査制度の改革	ガバナンス、コントロール、リスクマネジメントの構造とモデルを国際基準に適合させ、国家財政管理システムの強化を図り、汚職や公金横領の減少に寄与する。

(出所)モザンビーク経済財務省